



編集方針／第三者保証報告書

編集方針／第三者保証報告書

編集方針

住友林業グループは、「サステナビリティレポート」をステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを図る重要なツールとして発行しています。

「サステナビリティ経営」を基本とし、E（環境）、S（社会）、G（ガバナンス）での情報開示を充実させるとともに、「事業の全体像」のパートでは、事業活動におけるサステナビリティ経営をどのように実践しているか、各報告ページへの誘導を強化しました。

WEBサイト以外に、住友林業グループのサステナビリティへの特徴的な取り組みを中心に編集したハイライト冊子を発行しています。ステークホルダーの読者の皆様の関心事にあわせてご活用いただけるようにしています。

また、年次業績と中長期的な企業価値向上に向けた取り組みをお伝えする冊子として「統合報告書」を発行しています。

住友林業グループの多様な取り組みをご覧ください、ぜひご意見をお寄せください。

関連情報はこちら

サステナビリティレポート
アンケートページ

統合報告書

報告対象組織

住友林業と連結子会社及び一部持分法適用会社を報告対象としています。なお、環境データは、特別な注記がない限り、国内外の関係会社を含めたグループ会社が集計の対象となります。対象組織範囲及び算定範囲は下記のとおりです。

※ 本文では、「住友林業」は住友林業株式会社を指し、「住友林業グループ」は国内・海外の連結子会社及び一部持分法適用会社を含む。

関連情報はこちら

グループ会社一覧

環境データ集計の範囲と方法について（マ
テリアルバランス）

発行時期：2023年6月（前回発行：2022年8月）

報告対象期間：2022年1月～2022年12月（国内および海外）

※ 国内外の報告の一部に、それ以前からの取り組み及び2022年12月以後の活動と将来の見通しを含む。

なお、データ集計期間が上記と異なる場合はその旨注記している。

参考ガイドライン：「環境報告ガイドライン（2018年版）」（環境省）「ISO26000：2010 社会的責任に関する手引き」（（財）日本規格協会）「GRI Standards」（GRI）

[トップ
コミットメント](#)[サステナビリティ
経営](#)[事業とESGへの
取り組み](#)[環境](#)[社会](#)[ガバナンス](#)[その他](#)[社外からの評価](#) - [新型コロナウイルス感染症に関する取り組み](#) - [SASB対照表](#) - [GRIスタンダード対照表](#) - [編集方針／第三者保証報告書](#)

※ 当社グループは、2020年度より決算期（事業年度の末日）を3月31日から12月31日に変更している。注記がない限り、これに伴い2020年度の国内の集計期間は2020年4～12月の9ヵ月間とする。

報告内容の信頼性の確保について

環境・社会側面のパフォーマンス指標についてKPMGあずさサステナビリティ株式会社の第三者保証を受けており、保証対象の指標には第三者保証マークを表示しています。

また、サステナビリティレポートに記載した取り組みの内容や実績データについては、担当部署において適切な測定及び集計方法を使用することで正確性の確保に努めるとともに、可能な限りその方法を開示しています。

第三者保証報告書

[第三者保証報告書](#) 



独立した第三者保証報告書

2023 年 6 月 23 日

住友林業株式会社
代表取締役社長 光吉 敏郎 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
東京都千代田区大手町一丁目 9 番 7 号

代表取締役

斎藤 和彦

当社は、住友林業株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成したサステナビリティレポート 2023(PDF 版)(以下、「レポート」という。)に記載されている 2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までを対象とした マークの付されている環境・社会パフォーマンス指標(以下、「指標」という。)に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告規準(以下、「会社の定める規準」という。レポートに記載。)に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準 (ISAE) 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及び ISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてレポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- レポートの作成・開示方針についての質問及び会社の定める規準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める規準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した PT. AST Indonesia における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、レポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める規準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質マネジメント

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性並びにその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質マネジメント基準第 1 号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準並びに適用される法令及び規則の要件の遵守に関する方針又は手続を含む、品質マネジメントシステムをデザイン、適用及び運用している。

以 上